

1 週間単位の非定型的変形労働時間制に関する協定書

〇〇店と従業員代表〇〇〇〇は、1 週間単位の非定型的変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

(非定型的変形労働時間)

第1条 1 週間（日曜日から土曜日までの1 週間をいう。以下同じ）の所定労働時間は、40 時間とする。

2 1 日の所定労働時間は10時間を超えないものとする。

(所定労働時間及び所定休日)

第2条 各従業員の1 週間における各日の所定労働時間は、前条の労働時間の範囲内で毎週土曜日までに次の1 週間分について、前条に定める時間の範囲内で決定する。

2 休日は毎週1 日以上与えるものとする。

(書面による通知)

第3条 各勤務日の所定労働時間及び休日は、毎週遅くとも変形労働時間を採用しようとする週の前日までに各従業員に書面で通知する。

2 緊急やむを得ない場合は、前日までに書面で通知することにより、第1条の所定労働時間を変更し、または前条の休日を振り替えることができる。この場合においても、所定労働時間は第1条の労働時間を超えないものとする。

(労働時間及び休日の要望)

第4条 従業員は、第2条の各日の労働時間及び休日の決定にあたって要望がある場合には、毎週木曜日までに申請するものとする。

2 会社は、前項の要望を考慮して前条の労働時間の通知を行うものとする。

(割増賃金を支払う場合)

第5条 労働基準法第32条の5に定める法定労働時間を超えて労働させた場合には、2割5分増しの割増賃金を支払い、法定休日に労働させた場合は、3割5分増しの割増賃金を支払う。

(適用対象者)

第6条 本協定による変形労働時間制は、全従業員を対象とする。

- 2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する従業員に対しては、本協定による変形労働時間制を適用しない。
- (1) 18歳未満の年少者
 - (2) 妊娠中又は産後1年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用を免除したもの
- 3 育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する従業員に対する本協定の適用に当たっては、会社は従業員代表と協議するものとする。
- 4 本協定による変形労働時間制を適用しない従業員については、1日8時間、1週40時間の範囲内で労働時間を定める。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

年 月 日

〇〇店 従業員代表 〇〇〇〇 印

〇〇店 代表 〇〇〇〇 印